

▶▶ 児童虐待の予防

あなたの身近に、親か近親者などによる赤ちゃんや子どもへの虐待と思われる様子はありますか。

または、あなた自身が抱えている子育てに関する悩みはありませんか。

望まぬ「虐待」が起きてしまうその前に、少しの勇気が予防につながります。

▶▶ 主な虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待

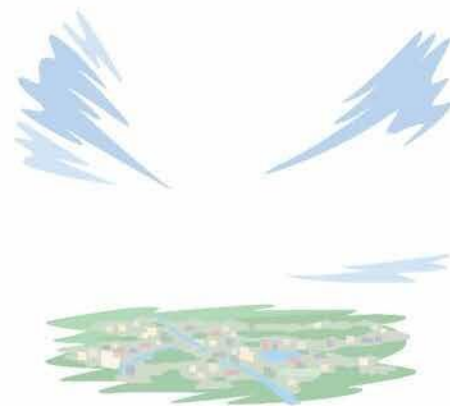
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

放置や養育の拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかをしたり、家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など



▶ 虐待かなと思ったら迷わずご連絡ください。

SOSを発信できない親に代わって連絡(通告)

通告は、直接虐待をしているところを目撃していない場合でもできます。

体に殴られたようなあざや切り傷がある、汚れた衣服を着て食事を与えられていない様子がある、寒い日に長時間戸外にいる、姿は見えないけれど火がついたように泣いているのがいつも聞こえる、両親が頻繁に外出して食事や世話を十分にしていない、などに気づいた方は地域の児童相談所に連絡してください。

通告は、電話でも手紙でもかまいません。通告した人の秘密は守られます。

通告した後で虐待でないとわかって、通告した人に罰則はありません。

様子がおかしい子どもを見つけたら

子育て中は迷うことや困ることばかりで、気づけばひとりで抱え込んだり、良くない方向に考えてしまいがちになります。

気になる親子の様子を見かけたら、声を掛け合い地域で支えあいましょう。

受け止めきれないと感じたら無理することなく早めに相談してください。

通告は匿名で行えます。少しでも「おかしいな」と感じたら行動に移すようにしましょう。

早期発見と早期対応がその子の未来を左右します。

◆ 倉吉児童相談所(宮川町2丁目36) ☎23-1141

相談日時:月～金曜日 8:30～17:15(夜間休日:電話対応可)

◆ 児童相談所全国共通ダイヤル(虐待かもと思ったら189番へ) ☎#189

◆ 倉吉市子ども家庭課 ☎22-8120

相談日時:月～金曜日 8:30～17:15(夜間休日:電話対応可)

◆ CAPTA(キャプタ)子ども虐待防止ネットワーク鳥取 ☎0857-21-4111

相談日時:月～金曜日 9:00～18:00

